

4 がん医療水準の向上

放射線療法
化学療法の
推進

放射線療法や化学療法の推進により、集学的治療が実施可能な体制整備を図る。
集学的治療(手術療法、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた治療)が実施できるよう、放射線療法及び化学療法に係る体制整備を推進する。

治療の
緩和期
の初期
段階
の実施

がん診療の早期から緩和ケアを適切に実施し、より質の高い緩和ケアの提供できる体制整備を図る。
切れ目無い緩和ケアの提供に向け、がん拠点病院を中心として、緩和ケアチーム、緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所等による地域連携を推進する。
がん診療に携わる医師、看護師等医療従事者に対する研修を充実させ、実践的な人材育成を図る。

がん
の医療
育成
促進

がん診療連携拠点病院等と連携し、がん診療に携わる医療従事者の育成に努める。
都がん拠点病院が中心となり、地域がん拠点病院等を対象とした研修等を実施することで、がん診療の専門性を高める。
地域がん拠点病院が中心となり、二次医療圏内の医療機関を対象とした研修を実施することで地域の診療機能を高める。

5 在宅医療体制の充実

在宅
医療
体制
の
充実

病院だけでなく、住み慣れた家庭や介護施設など、地域での療養も選択できるよう在宅医療の充実を図る。
病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局や介護事業者等による地域連携を推進する。
地域連携クリティカルパスの整備

在宅においても適切な緩和ケアが受けられるよう体制整備を行う。
がん拠点病院を中心とした地域連携を図るとともに、緩和ケア外来や在宅緩和ケア支援センターの設置により在宅療養の支援体制を推進する。

都民
の
理解
促進

放射線治療、化学療法や緩和ケアなどがん専門医療や在宅医療に対する都民の理解促進を図る
ホームページ等の活用により、がん専門医療や在宅医療、地域連携クリティカルパスについて普及啓発を行う。

がん対策推進基本計画の個別目標

< 放射線療法及び
化学療法の推進 >
5年以内に、全拠点病院に、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備
5年以内に、少なくとも都道府県がん拠点病院及び特定機能病院において、放射線療法部門及び化学療法部門を設置する。

< 緩和ケア >
10年以内に、すべてのがん診療に携わる医師が研修等により緩和ケアの基本的な知識を習得すること
5年以内に、原則すべての二次医療圏に緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加
緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等がん診療を行っている医療機関を複数箇所整備

< 在宅医療 >
住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加